



ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド

追加型投信／海外／債券

投資信託説明書(交付目論見書) 2020年7月18日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- ブラックロック新興国インフレ連動国債ファンド(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2020年7月17日に関東財務局長に提出しており、2020年7月18日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書(請求目論見書)は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。
- 当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年1回	エマージング	ファミリーファンド	あり(適時ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

委託会社(ファンドの運用の指図を行なう者)

ブラックロック・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第375号

設立年月日: 1988年3月11日 資本金: 31億2,000万円 運用する投資信託財産の合計純資産総額: 8兆2,921億円(2020年4月末現在)

<当ファンドの詳細情報の照会先>

当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。

電話番号: 03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00) ホームページアドレス: www.blackrock.com/jp/

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行なう者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標に運用を行ないます。

ファンドの特色

1

主として、ブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、高い経済成長が見込まれる新興国のインフレ連動国債に投資します。

■新興国への投資

主として新興国が発行するインフレ連動国債に投資します。なお、市場環境に応じて、新興国が発行するその他の国債や新興国以外の国が発行する国債等に投資する場合があります。

投資対象となる主な新興国（2020年4月末現在）

ブラジル、メキシコ、イスラエル、トルコ、南アフリカ、タイ、韓国、チリ、ロシア等

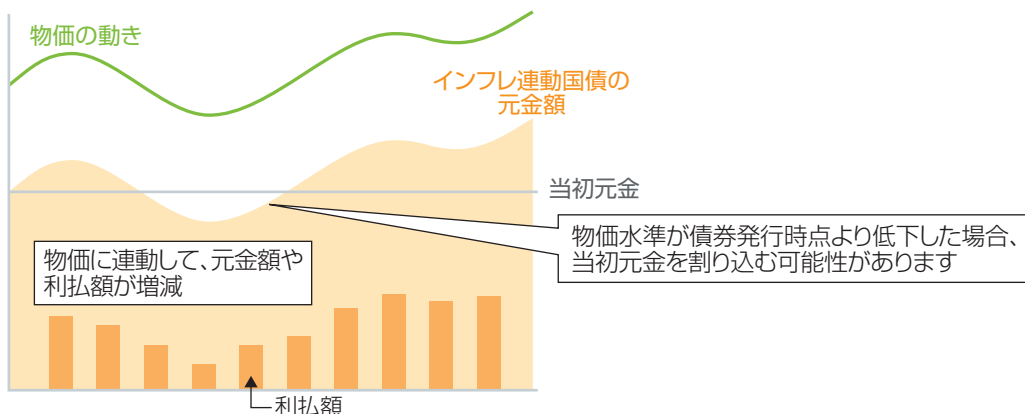
※投資対象国は今後変更になる場合があります。

■インフレ連動国債とは？

インフレとは物価が上昇することをいいます。インフレ連動国債とは、元金額および利払額が物価に連動して増減する国債のことであり、物価が上昇すると元金額および利払額が上昇し、物価が下落すると元金額および利払額が減少します。

インフレ連動国債の元金額の変動イメージ

（イメージ図）



※一部の国では、物価の下落によって元金額が当初元金を下回っていても、当初元金で償還されることがあります。なお、直近の物価変動がインフレ連動国債の元金額や利払額に反映されるまでに一般に数ヵ月程度のかい離が生じます。上記はイメージ図であり、将来のインフレ連動国債の値動きを示唆・保証するものではありません。

新興国インフレ連動国債のリターンの変動イメージ

（イメージ図）

		金利	物価	通貨
新興国インフレ連動国債のリターン	プラス	低下	上昇	現地通貨高*
	マイナス	上昇	下落	現地通貨安*

* 日本円に対する値動き

※上記はイメージ図であり、将来の新興国インフレ連動国債の値動きを示唆・保証するものではありません。

2

国債運用による収益獲得に加えて、通貨配分を機動的に調整する為替取引を通じた為替変動リスクの調整と為替取引からの収益の獲得とを目指します。

国債運用戦略

市場環境に応じて国別配分の変更や国債の個別銘柄選択を行ない、中長期的な債券価格の上昇と安定した利息収入の確保を目指します。



為替運用戦略

機動的な為替取引を行なうことで通貨配分を調整し、為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目指します。

3

ファンドの運用権限の一部(国債等の運用指図に関する権限を含みます。)を、ブラックロック・グループの各拠点に委託します。

委託先(投資顧問会社)	委託先所在地
ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド	英国 ロンドン市
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニューヨーク市
ブラックロック(シンガポール)リミテッド	シンガポール

運用プロセス

当ファンドは、ブラックロック・グループの各拠点(委託先)で編成される新興国債券運用チームによって運用されています。

(イメージ図)



市場のリスク選好度や各国の金融政策・個別リスク等の分析から、市場を動かす要因やその影響度合いを測定し、基本資産配分を策定。

バリュエーション(投資価値の測定)や資金フロー動向等の分析から、各国の投資魅力度を測定し、現在の市場環境にあった投資テーマを選定。



基本資産配分および投資テーマに基づいて、リスク・リターンを勘案し、最適と考えられる銘柄・資産とその配分を決定。



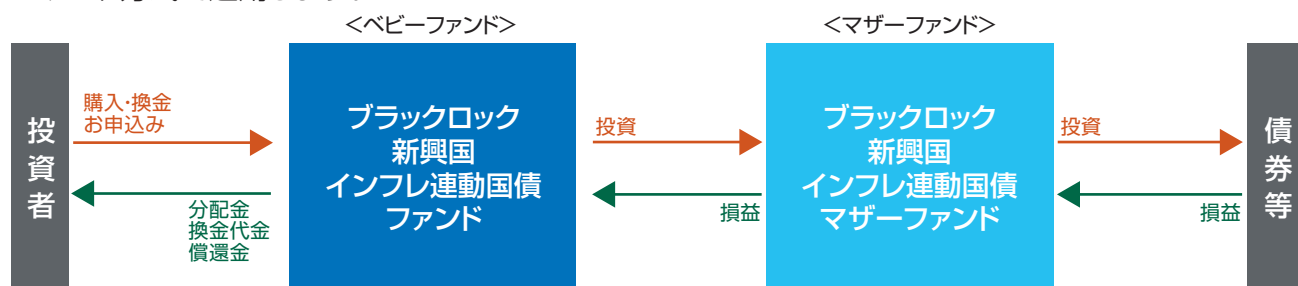
リスク管理部門と連携し、ポートフォリオが持つ価格耐性等を検証。必要に応じ、ポートフォリオを調整。

※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 運用プロセス等は、変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドはブラックロック新興国インフレ連動国債マザーファンドをマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。



主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年1回の毎決算時(原則として4月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 金利変動リスク

世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

外貨建資産に投資します。したがって、為替レートの変動が、当ファンドの運用成果に影響を与えます。為替変動リスクの調整および為替取引による収益の獲得を目指して、外国為替予約取引および直物為替先渡取引を機動的に行ないますが、その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。なお、為替予約取引および直物為替先渡取引を行なう通貨間の金利差等により、為替取引コストがかかる場合があります。

■ 信用リスク

世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券の価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ インフレ連動国債への投資リスク

インフレ連動国債に投資します。一般的にインフレ連動国債の元金額および利払額は、物価水準に連動しており、各国の物価上昇時に上昇し、物価下落時に下落する傾向があり、物価動向が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 流動性リスク

新興国市場の発行体が発行する債券に投資します。有価証券等の購入および売却に際して、市場に十分な流動性がない場合、市況動向等によっては意図した取引が成立しない場合や意図した価格より不利な取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー・リスク

新興国市場の発行体が発行する債券に投資します。新興国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、新興国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に公社債の価格が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。新興国の債券への投資に際して金融取引税等が課されることがあり、将来税制が変更された場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

債券および為替関連のデリバティブ取引を行ないます。デリバティブ取引は、現物資産への投資に代わって投資目的を効率的に達成するために用いられ、あるいは価格変動による影響を回避するために用いられますが、いわゆるレバレッジ(てこ)の原理により市場価格の変動が増幅されます。その目的が達成される保証はなく、損失が発生する可能性があります。デリバティブ取引はコストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

(デリバティブ取引の取引先に関するリスク)

デリバティブ取引の相手方が倒産等の事態に陥った場合は、取引契約が不履行となり、取引の清算の遅延等により、大きい損失を被る可能性があります。このような事態が生じた場合には当ファンドの運用成果に影響を与えます。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ◆収益分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

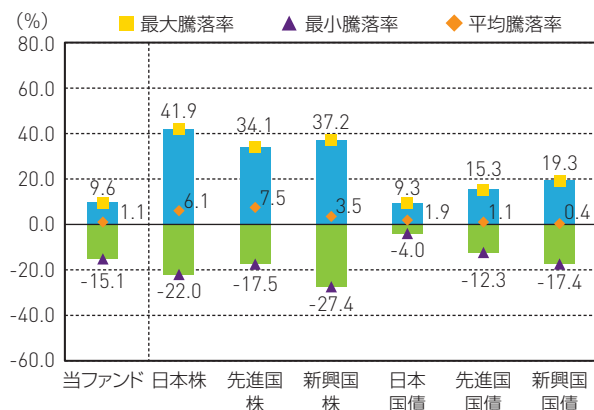
委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

その他、デリバティブ取引のリスク管理として、ファンドの投資顧問会社ではリスク管理部門内に取引先リスクの管理専任部署を設置、取引先の承認、財務状況のモニタリング、ならびに取引先毎の取引額のモニタリングを行なっております。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2015年5月～2020年4月)



※上記グラフは、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

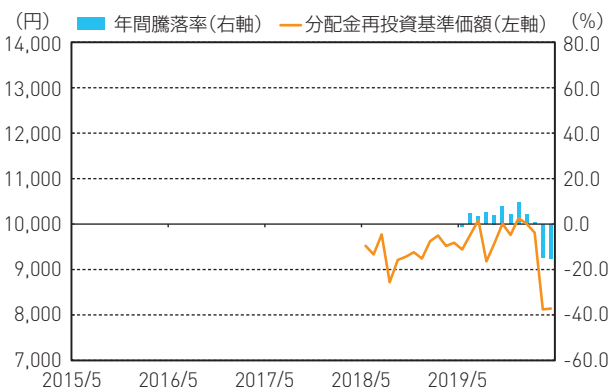
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

- 日本株…東証株価指数(配当込み)
 - 先進国株…MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 - 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債…NOMURA-BPI国債
 - 先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2015年5月～2020年4月)



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2020年4月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		0円
第1期	2019年4月	0円
第2期	2020年4月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

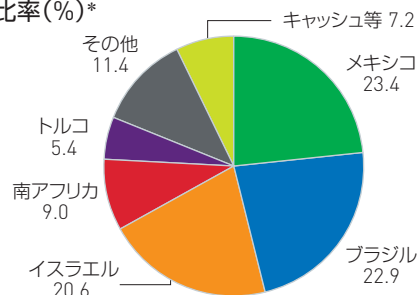
主要な資産の状況

※ 当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

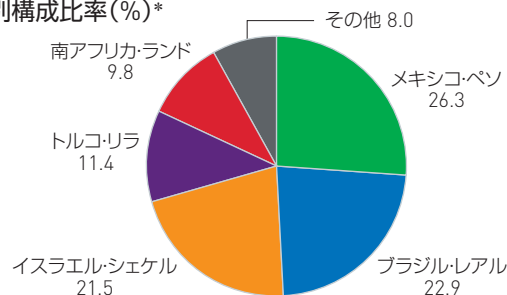
組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	国	比率
1	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2050/08/15	ブラジル	13.3
2	MEXICAN UDIBONOS 4% 2046/11/08	メキシコ	12.7
3	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 0.75% 2025/10/31	イスラエル	9.5
4	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 2.5% 2050/12/31	南アフリカ	5.5
5	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B 6% 2022/08/15	ブラジル	5.4
6	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 4% 2036/05/30	イスラエル	5.3
7	ISRAEL GOVERNMENT BOND - CPI LINKED 1% 2045/05/31	イスラエル	4.4
8	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 3.45% 2033/12/07	南アフリカ	3.5
9	TURKEY GOVERNMENT BOND 2.9% 2027/07/07	トルコ	3.2
10	RUSSIAN FEDERAL INFLATION LINKED BOND 2.5% 2023/08/16	ロシア	3.1

国別構成比率(%)*



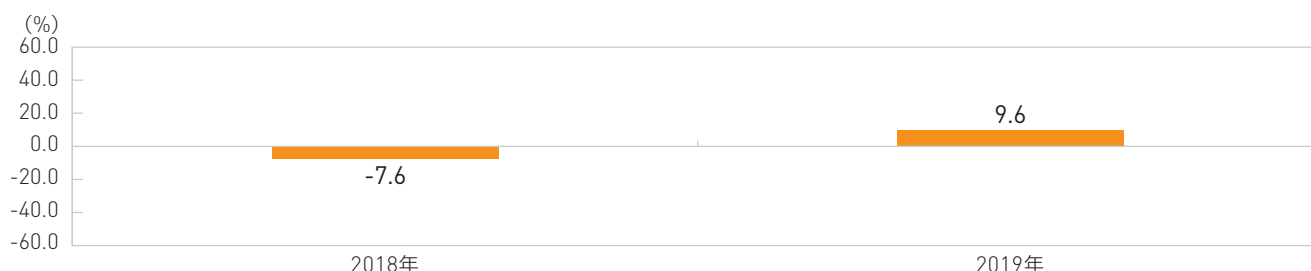
通貨別構成比率(%)*



* 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2018年は設定日(5月14日)から年末までのファンドの収益率を表示しています。
 ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、＜一般コース＞と＜累積投資コース＞の2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	換金単位は、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2020年7月18日から2021年1月15日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限を設ける場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金 申込受付不可日	以下のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。 ニューヨークの銀行の休業日、ニューヨーク証券取引所の休場日、 ロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休場日、 ブラジルの銀行の休業日、ブラジル証券取引所の休場日、 メキシコの銀行の休業日、メキシコ証券取引所の休場日
購入・換金申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	2028年4月20日まで(設定日：2018年5月14日)
繰上償還	ファンドは、換金によりファンドの受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。
決算日	4月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 ＜累積投資コース＞を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は、2,000億円とします。 ※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。
公告	投資者に対してする公告は、電子公告により次のアドレスに掲載します。 www.blackrock.com/jp/
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		(各費用の詳細)
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.85% (税抜3.50%)</u> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に対して <u>0.5%</u> を乗じて得た額	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		(各費用の詳細)
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して<u>年1.595% (税抜1.450%)</u>の率を乗じて得た額とします。 ※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。 ※運用管理費用 (信託報酬)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。	運用管理費用 (信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
運用管理費用の配分	(委託会社)	年0.77% (税抜 0.700%)
	(販売会社)	年0.77% (税抜 0.700%)
	(受託会社)	年0.055% (税抜 0.050%)
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.11% (税抜0.10%)を上限として、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	●ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 ●売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料 ●外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※購入時手数料、運用管理費用 (信託報酬) およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2020年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

